

令和6年3月28日

国土交通省関東地方整備局

企画部

建設業における時間外労働規制の適用に対する 令和6年度関東地方整備局の主な取り組みについて

令和6年（2024年）4月からの建設業における時間外労働の上限規制の適用にあたり、令和5年度に開催した1都8県建設業協会等との意見交換会を踏まえ、令和6年度の関東地方整備局の主な取り組みについてまとめましたのでお知らせします。

<発表記者クラブ> 竹芝記者クラブ 埼玉県政記者クラブ 神奈川建設記者会

<問い合わせ先>

関東地方整備局 企画部

電話：048-601-3151（代表） FAX：048-600-1374

技術調査課 課長 佐藤 潤 （内線：3251）

技術管理課 建設専門官 松村 卓海 （内線：3312）

建設業における時間外労働の上限規制 (2024年問題)への対応

■2024年(令和6年)4月から適用される建設業の時間外労働の上限規制

○法定労働時間		1日8時間、1週間40時間
○時間外労働の上限規制	...	月45時間かつ年間360時間 (災害への対応・除雪などは対象外)

■建設業の課題と対応

1. 働き方改革の推進

(1) 適正工期の確保

- ・ 継続：指針に基づく適切な工期設定、入札時における概略工事工程表の開示の徹底、適切な工期変更の徹底

(2) 週休二日制の実施

- ・ 新規対応：関東地方整備局において実施する全ての工事（港湾、空港、官庁営繕工事を除く）について、発注者指定による月単位の週休二日制工事の実施、月単位の週休2日の補正係数の設定
- ・ 継続：公共発注機関への展開、民間工事への展開
- ・ 継続：関東ブロック発注者協議会において都県及び区市町村の週休二日制工事の実施状況を指標設定し、取組を促進

(3) 書類作成業務のさらなる負担軽減

①土木工事電子書類スリム化ガイド

- ・ 継続：「土木工事電子書類スリム化ガイド」の周知徹底、継続的なアンケート調査の実施及びバージョンアップ（令和6年3月改訂）

②検査書類限定型工事（令和6年度より試行から標準化へ）

- ・ 継続：関東地方整備局において実施する全ての工事（港湾、空港、官庁営繕工事を除く）について、書類限定検査を実施

③工事関係書類の統一化

- ・ 新規対応：工事関係書類の標準様式の統一化について、各都県政令市への展開（埼玉県は令和5年度に調整済み）

④現場管理費の見直し

- ・ 新規対応：最新の実態を踏まえ、書類作成の経費や下請けの本社経費などによる現場管理費の増加を反映

(4) 工事現場環境の改善

- ・ 継続：「ワンデーレスポンス」「ウィークリースタンスの取組」の徹底

(5) 相談窓口の設置

- ・ 新規対応：2024 関連相談窓口の設置

(6) 移動時間を踏まえた積算の適正化

- ・ 新規対応：現道・維持関係等の11工種において、現場移動等により作業時間が短くなり、日当たり施工量が減少している傾向がみられた為、歩掛に反映
(R6.2.28 本省記者発表)

(7) 時間外労働の上限規制の例外

- ・ 継続：災害への対応・除雪など、時間外労働の上限規制の適用対象外となる場合の運用が円滑に進むよう、引き続き関係機関とのコミュニケーションを継続。

2. 給与等の処遇改善

- ・ 継続：労務単価や補正率等の見直し
→ 公共工事設計労務単価が改訂 (R6.2.16 本省記者発表)
(令和6年3月1日以降に入札に諮る工事から適用)
- ・ 継続：下請取引等実態調査

3. 生産性の向上

(1) 手続きに関する生産性

- ・ 継続：公共事業労務費調査におけるオンライン調査

(2) 発注に関する生産性

- ・ 継続：施工時期の平準化（余裕期間制度、フレームワークモデル工事の活用）
- ・ 継続：一括審査方式の活用
- ・ 継続：概算概略発注の削減

(3) 現場に関する生産性

- ・ 新規対応：関東地方整備局においてインフラDX大賞を創設し、生産性向上、働き方改革を推進
- ・ 継続：「3次元計測技術を用いた出来形管理の活用手引き(案)」の改訂
(令和6年3月一部改訂)
共通編及び改訂した4工種について、説明動画を作成
- ・ 継続：ICT施工の中小建設業への普及拡大に向けた「小規模工事ICT施工活用の手引き(案)」の周知及び継続的なバージョンアップ
(令和6年3月改訂)
- ・ 継続：直轄土木工事におけるBIM/CIMの原則適用
- ・ 継続：遠隔臨場による工事検査に関する試行

(4) 直轄以外への発注に関する生産性

- ・ 継続：都県、市区町村発注工事へ生産性向上に係る直轄の取り組みの水平展開

4. 入札契約

- 品確法の基本理念を踏まえ、担い手確保・育成、働き方改革、生産性向上などを図るため多様な総合評価の取組を実施しており、適宜PDCAサイクルによる検証を行い、見直し等を実施しているところ

・ 新規対応：総合評価におけるインフラDX大賞の受賞企業を加点評価し、生産性向上、働き方改革を促進

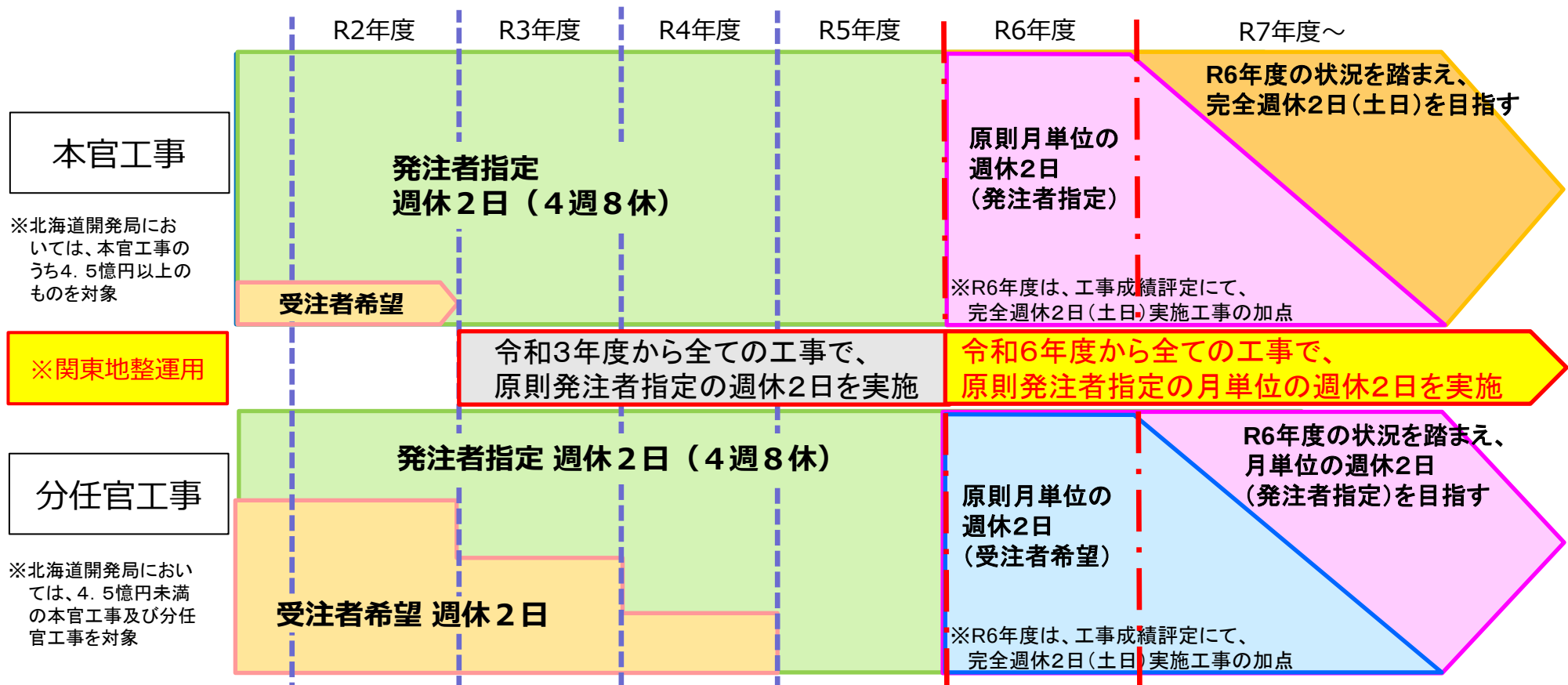
・ 新規対応：総合評価におけるワークライフバランス関連認定企業の加点評価を全工事・業務へ適用拡大（令和6年度中を予定）し、働き方改革を推進

- ・ 継 続：施工時期の平準化
- ・ 継 続：技術提案の評価結果について、面談を実施
- ・ 継 続：発注量や地域特性に応じた余裕期間制度の活用による適正工期の確保
- ・ 継 続：フレームワークモデル工事、公募型指名競争入札を適切に活用した柔軟な監理技術者の配置
- ・ 継 続：一括審査方式、段階選抜方式、簡易確認型、技術提案簡易評価型の活用による受発注者の事務負担軽減
- ・ 継 続：企業能力評価型を活用した柔軟な監理技術者の配置及び受発注者の事務負担軽減
- ・ 継 続：総合評価において週休2日取組実績を加点評価
- ・ 継 続：監理技術者育成交代モデル工事や特例監理技術者制度による監理技術者の柔軟な配置・交代の促進
- ・ 継 続：若手技術者活用評価型、技術者育成型の積極的な活用による技術者の育成・確保
- ・ 継 続：新技術導入促進型による新技術を活用した生産性向上の促進

令和6年度の直轄土木工事の発注方針

- 他産業と遜色ない休日取得ができる現場の実現に取り組む
- R 5 年度までに工期全体（通期）の週休 2 日が標準化されたことから、R 6 年度より月単位の週休 2 日を推進
- ※関東地整では、令和 6 年度から全ての工事において、原則発注者指定の月単位の週休 2 日を実施
- 休日の質の向上のさらなる推進のため、土日を休日とする週休 2 日の実施に努めることを土木工事共通仕様書に規定するとともに、実施した企業には工事成績評定で加点

月単位の週休 2 日工事の発注方針（イメージ案）



※原則の対象外：緊急復旧工事を想定

- 関東地方整備局及び埼玉県との統一化の対象書類として26書類選定し、うち、24書類（92％）の統一化を実施。
- 埼玉県との調整結果を基に、今後、管内各都県及び政令市へ同様の取組の展開を図る。

令和6年3月26日
国土交通省関東地方整備局
企画部

埼玉県との工事関係書類に関する記載内容の統一化について

～工事の円滑な施工を図るとともに、受発注者双方の働き方改革の更なる推進～

関東地方整備局では、土木工事における受発注者の更なる業務効率化を図るため、国・自治体間で工事関係書類の様式が異なる課題への対応として、関東地方整備局で運用している「工事関係書類の標準様式」をベースとした、国・自治体間の「記載内容の統一化」を行うべく、管内各都県及び政令市との調整を進めているところです。

今年度は、埼玉県をモデルケースとして具体的な調整を行い、その結果を取りまとめましたのでお知らせします。

【工事関係書類の統一化のポイント】

関東地方整備局及び埼玉県との「記載内容の統一化」の対象書類として26書類選定し、うち、以下の考え方にに基づき24書類(92%)の統一化を実施しました。

- ・受注者で記載が必要な内容を統一化するものとし、様式番号、様式名、決裁欄の統一化までは行わない。
- ・埼玉県で様式を定めていないもの（任意様式）は、国様式でも提出可とし、統一化済みとみなす。

【工事書類の統一様式ファイルの作成】

工事書類への入力作業の省力化のため、工事書類の統一様式ファイル（Excel 形式）を作成しました。関東地方整備局及び埼玉県標準様式の確認、比較が可能なことに加え、工事名や契約日等の基本情報を入力することで国県様式へ自動で反映されます。

今後、埼玉県との調整結果を基に、地域の実情等により管内各都県及び政令市へ同様の取組の展開を図ります。

※「工事関係書類の標準様式」は関東地方整備局ホームページに掲載しています。

掲載場所：関東地整HP > 技術情報 > 積算・入札・契約・総合評価 > 共通仕様書

＜発表記者クラブ＞ 竹芝記者クラブ 神奈川建設記者会 埼玉県政記者クラブ

＜問い合わせ先＞

関東地方整備局 企画部

電話：０４８－６０１－３１５１（代表） FAX：０４８－６００－１３７５

技術調査課 課長 佐藤 潤（さとう じゅん）（内線：３２５１）

技術調査課 課長補佐 伊藤 仁（いとう ひとし）（内線：３２５２）

国・埼玉県で統一化が完了した様式

統一化の対象書類:26書類
統一化の完了書類:24書類(92%)

様式-1	様式-2	様式-3	様式-4	様式-5	様式-6	様式-7	様式-9	様式-10	様式-11	様式-12	様式-13	様式-14	様式-15	様式-16	様式-17	様式-18	様式-19
現場代理人等通知書、経歴書、現場代理人等変更通知書	請負代金内訳書	工程表、変更工程表	建設業退職金共済制度の掛金収納書	請求書（前払金、中間前払金、指定部分完済払金、部分払金、完成代金）、請求内訳書（部分払、国債部分払、指定部分払）	VE提案書（契約後VE時）	品質証明員通知書	工事打合せ簿（指示、協議、承諾、提出、報告、通知）	材料確認書	段階確認書	確認・立会依頼書	工事事務速報	工事履行報告書	認定請求書	指定部分完成通知書	指定部分引渡書	工事出来高内訳書	請負工事既済部分検査請求書
△	○	○	△	○	○	－	○	－	○	－	－	○	○	○	○	○	○

[illegible]

【凡例】
○：統一化完了 (R6.3)
△：統一化に向け引き続き調整
ー：県では作成義務無し

「土木工事電子書類スリム化ガイド(ver.3.0)」のポイント

■目的

- ・工事書類を必要最小限に簡素化(スリム化)を図るとともに、受発注者間で作成書類の役割分担の明確化、書類の電子化、遠隔臨場やWEB会議の活用によりインフラ分野のDXを推進し、工事の円滑な施工を図るとともに、受発注者間双方の働き方改革の推進を図ることが目的。

■適用

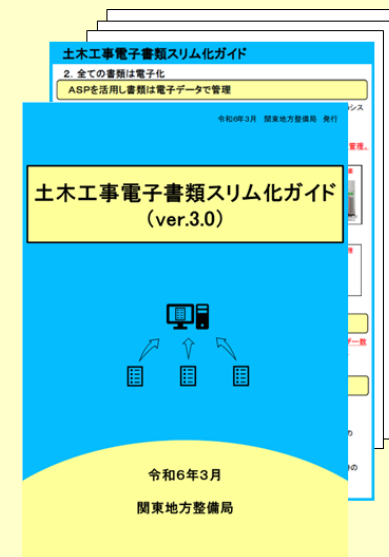
- ・令和6年4月1日以降の関東地方整備局発注工事(入札・契約手続運営委員会を開始する工事、入札手続き中及び契約済みの工事)
(港湾空港関係、営繕関係を除く)

■バージョンアップのポイント

- ✓発注者側の誤った指摘事例と、本来の適切な対応を記載。
- ✓設計変更に係る協議資料や設計審査会資料として、多数の詳細図面や写真等による説明が行われている実態から、説明資料に替えて動画の活用や遠隔臨場を併せて実施し、説明資料を削減可能な旨を追記。
- ✓書類作成に係る土日・深夜勤務等の抑制のためウィークリースタンスを追記。
- ✓その他、アンケート調査結果により明らかとなった課題に対する対応及び改善要望のあった事項を反映。

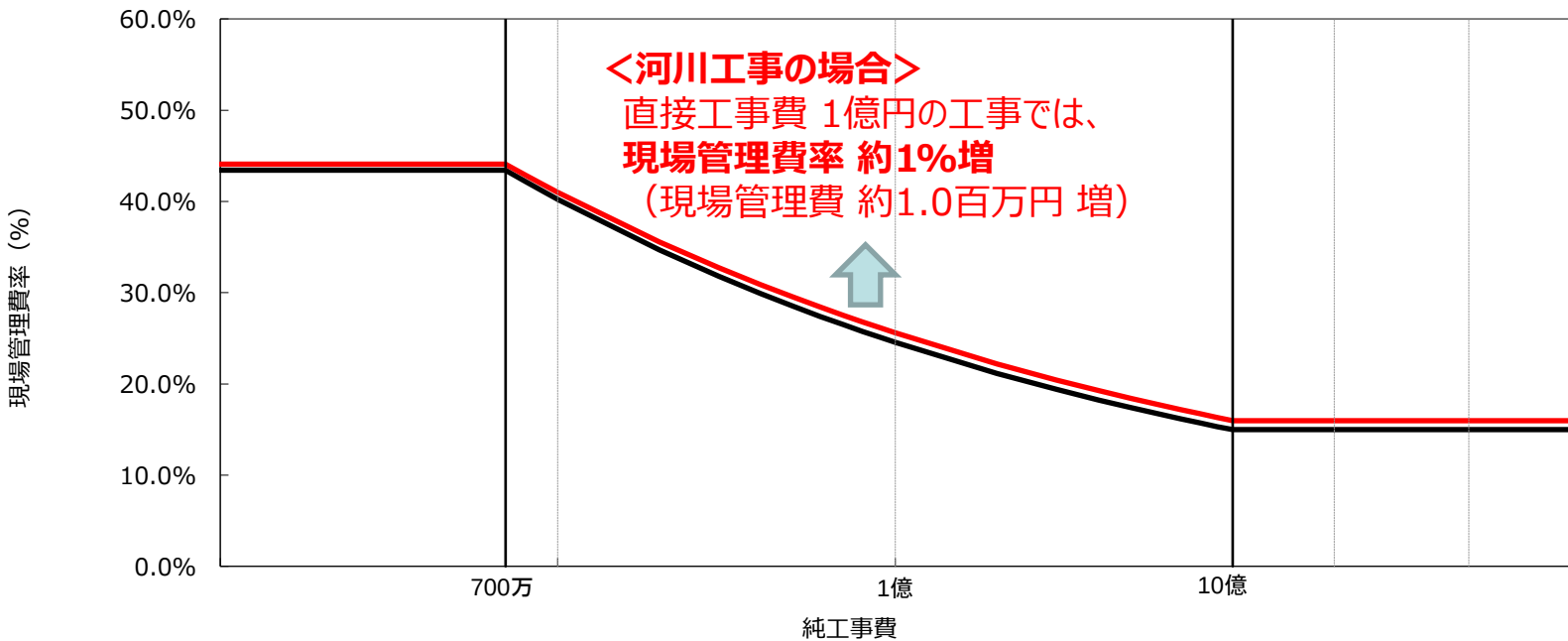
■その他の主なバージョンアップ箇所

- ✓目的・適用・・・受注者が書類提出時に、スリム化ガイドで提出不要としている書類を抜いて再提出させられているなど負担が生じていることから、受注者の意思で提出された場合は受領を妨げない旨を追記。
- ✓施工体制台帳・・・添付が不要な書類の一部明確化。
- ✓工事検査・・・書類限定検査(検査に必要な書類は10種類のみ)の標準化。
- ✓週間工程表【新規】・・・様式の指定が必要な場合は作業の手戻りとならないよう事前に行う旨を追記。



- 最新の実態を踏まえ、書類作成の経費や下請けの本社経費などによる現場管理費の増加を反映

現場管理費率の改定イメージ



【現行】

700万円以下	700万円超え10億円以下	10億円超え
43.43%	$1,276.7 \times Np^{-0.2145}$	14.98%



【改定】

700万円以下	700万円超え10億円以下	10億円超え
44.05%	$1,118.2 \times Np^{-0.2052}$	15.91%

出典:「令和6年度 国土交通省土木工事・業務の積算基準等の改定」(令和6年2月28日大臣官房技術調査課、大臣官房参事官イノベーショングループ、道路局国道・技術課、国土技術政策総合研究所)

○ 令和6年(2024年)4月から建設業における時間外労働の上限規制が適用されることを踏まえ、
関東地方整備局では、2024関連相談窓口を設置。

国土交通省関東地方整備局

関東の川、みち、海、空港、まちづくりに関するポータルサイト

採用案内

社会資本整備

防災

地域づくり

技術情報

申請・届出

入札契約

組織情報

ホーム

河川

道路

港・空港

都市・公園

建設産業

営繕

用地

DX・i-Con.

ホーム > 技術情報 > 働き方改革 > 建設業における時間外労働の上限規制(2024関連)

技術情報

公共工事に関する共通仕様書や工事安全対策、新技術など様々な情報のご案内です。

働き方改革

建設業における時間外労働の上限規制(2024関連)

建設業の時間外労働規制まとめサイト

2024関連相談窓口(直轄工事受注者はこちら) [直轄工事の建設現場悩み相談窓口]
関東地方整備局発注工事(港湾空港関係を除く)で請負契約期間中の受注者向けの相談窓口

2024関連相談窓口(公共工事発注機関はこちら) ["地域インフラ"サポートチーム関東]
国、地方公共団体、特殊法人の発注者向けの相談窓口

2024関連相談窓口(上記以外はこちら) [建設業フォローアップ相談ダイヤル] [外部サイト]
事業者向けの相談窓口

関東地方整備局の紹介 | 公募・ご意見募集 |

国土交通省 関東地方整備局 所在地 〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館

リンク・著作権等について | プライバシーポリシー | ウェブアクセシビリティへの取り組み |

Copyright © Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism. Kanto Regional Development Bureau.

国土交通省関東地方整備局

関東の川、みち、海、空港、まちづくりに関するポータルサイト

採用案内

社会資本整備

防災

地域づくり

技術情報

申請・届出

入札契約

組織情報

ホーム > 河川 > 道路 > 港・空港 > 都市・公園 > 建設産業 > 営繕 > 用地 > DX・i-Con.

ホーム > 直轄工事の建設現場悩み相談窓口 (関東地方整備局発注工事)

直轄工事の建設現場悩み相談窓口 (関東地方整備局発注工事)

・工事を発注する上で、請負契約当事者同士では相談できないような現場の悩み(相談)について下記の入力フォームにご記入ください。
・受付完了後、相談窓口から受け付けたことをお知らせするため、受付番号を連絡します。
・工事完了後、現場での悩み(相談)が解決されたかどうかについて報告をお願いします。
(報告書は、任意の様式で受付番号を記載の上、相談窓口まで送付願います。)

【記載内容の取り扱いについて】
・本相談をされたことにより、当局から会社及び個人に対し、不利となる取り扱いをすることは一切ありません。
・記載された個人情報は、「行政機関の保有する個人情報の保護に關する法律」にのっとり、本件の処理のためにのみ使用することとし、厳正に取り扱います。
・なお、会社名以外の相談情報は、当局の内部においても、本件相談窓口以外に伝わることはありません。

※相談できる工事は関東地方整備局(港湾空港関係を除く)で請負契約期間中の工事に限ります。

入力

入力内容のご確認

送信完了

会社名

例) (株)〇〇建設

現場(会社)での役職

例) 現場代理人

氏名

例) 鈴木 太郎

メールアドレス

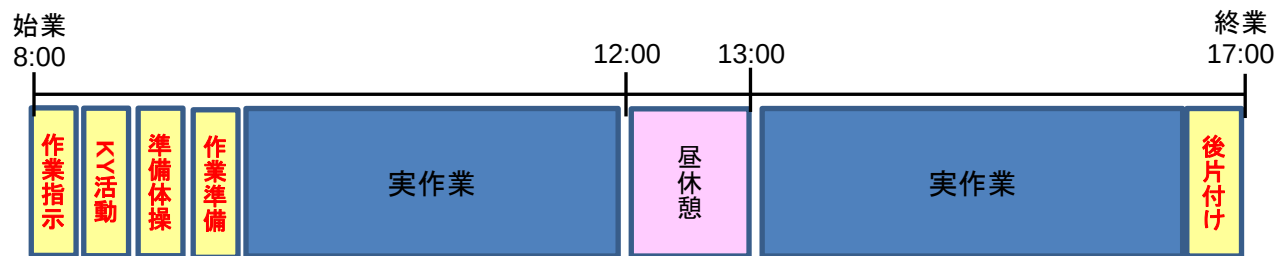
電話番号

〒番

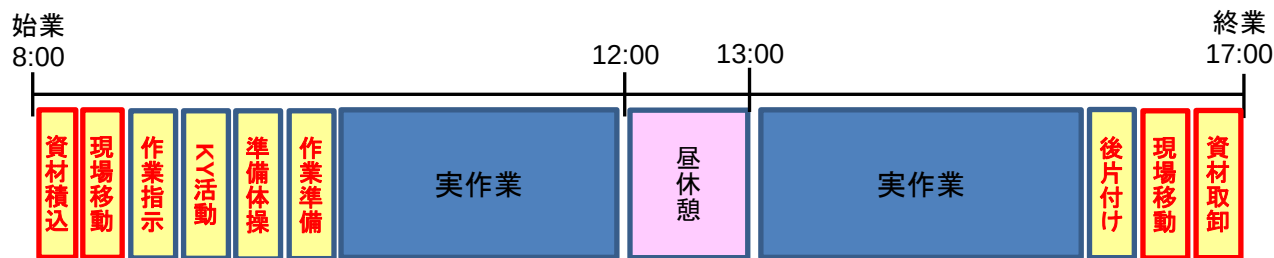
移動時間を踏まえた積算の適正化

- 朝礼や準備体操、後片付け等は、一日の就業時間に含まれるものであり標準歩掛に適切に反映
- 路上工事などで常設の作業帯が現場に設けられない工事では、資材基地からの移動時間を適切に反映
- R 4 年度から施工合理化調査の調査項目として実作業のほか、現場への移動時間等を詳細に把握するように調査表の見直しを行い、R 5 年度の 2 7 工種の分析に反映

■ 従前の調査



■ R 4 以降の調査



- 舗装版破碎工などの**現道・維持関係等の 1 1 工種**で、現場移動等により作業時間が短くなり、日当たり施工量が減少している傾向が見られた。 ⇒ R6 年度歩掛改正に反映

- ・舗装版破碎工 ・舗装版切断工 ・電線共同溝工 (C・C・BOX) ・場所打擁壁工 ・橋梁補強工 (コンクリート巻立て)
- ・伐木除根工 ・安定処理工 (バックホウ混合) ・泥水運搬工 ・現場取卸工 ・踏掛版設置工 ・グラウトホール工

- 手引き(案)の活用拡大のため、R4.12公表版で「3次元計測技術を用いた出来形管理の実施フロー(以下、実施フロー)」を作成した4工種(土工編、舗装工編、護岸工編、構造物工(橋脚・橋台)編)について、受注者及び監督職員並びに検査職員が理解しやすい資料に修正。また、上記4工種について説明動画を作成。
- 活用手引きに新規工種「構造物工(橋梁架設・床版)編」を追加。

※本省が公表している「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」のR5.3改定時に追加された工種。

- ・受注者と発注者(監督職員・検査職員)の実施項目を明確化するため、実施内容一覧表を新規ページ追加。
- ・作成した実施内容一覧表は、実施フローの各段階にも追加掲載。
- ・新規工種「構造物工(橋梁架設・床版)編」を追加。

2. 土工編:3次元計測技術を用いた出来形管理の実施フロー(2)

国土交通省 関東地方整備局

○発注者(監督職員及び検査職員)と施工業者の実施内容一覧表

実施フロー	段階	発注者	行為	受注者	実施内容
①施工計画書作成	着手時	監督職員	受理	施工業者	①施工計画書を受理 ②記載事項の確認
	検査時	検査職員	確認	施工業者	3次元計測技術を用いた出来形管理に係る施工計画書の記載内容
②工事基準点設置	着手時	監督職員	指示	施工業者	基準点の指示
	検査時	検査職員	確認	施工業者	3次元計測技術を用いた出来形管理に係る工事基準点等の測量結果等
③工事測量(起工測量)	着手時	監督職員	受理	施工業者	精度確認試験結果報告書の把握
	検査時	検査職員	確認	施工業者	精度確認試験結果報告書の把握
④3次元設計データ作成					
⑤出来形管理図表作成					
⑥電子成果品納品					

① 施工計画書作成

施工計画書に次の事項を記載。

- 適用区域
3次元計測範囲、出来形管理を行う範囲。
- 出来形計測箇所、出来形管理基準及び規格値・出来形管理写真基準
・契約上必要な出来形計測を実施する出来形管理箇所。
・該当する出来形管理基準及び規格値・出来形管理写真基準。
- 使用機器・ソフトウェア
3次元計測技術の計測性能、機器構成及び利用するソフトウェア。
- 使用する3次元計測技術による計測に関わる事項
・上記の1)～3)以外に各3次元計測技術に別途定める事項。
・3次元計測技術によって内容が異なるため、各工種で定める各計測技術。

② 工事基準点設置

・出来形管理で利用する工事基準点を設置。
・出来形管理で利用する工事基準点の設置は、「国土交通省 公共測量作業規程」に基づいて実施し、測量成果、設置状況と配置箇所を提出する。

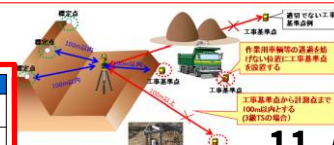


図2-1-1 適正な場所に工事基準点を設置

③ 出来形管理の範囲は、3次元計測機器で計測する場合、広範囲を計測可能だが、実際に当たっては受発注者間で十分協議の上、実施するものとする。

工事基準点等を含む測点を計測する際は、計測機器の設置箇所から目視可能な場合においても、計測機器が測点を認識できない場合があるため留意する。

段階	発注者	行為	受注者	実施内容
着手時	監督職員	受理	施工業者	①施工計画書を受理 ②記載事項の確認
検査時	検査職員	確認	施工業者	3次元計測技術を用いた出来形管理に係る施工計画書の記載内容

3次元計測技術を用いた出来形管理の活用手引き(案)

第15編 構造物工 (橋梁架設・床版)編

令和6年3月

15. 構造物工(橋梁架設、床版)編

国土交通省 関東地方整備局

○出来形管理の変革イメージ

従来は、基準高・幅等を検尺テープや3mアルミ定規等により計測して出来形管理を実施していた。
⇒3次元計測技術を用いて点間距離を計測することで省力化・省人化を図る。

Before

検尺テープや3mアルミ定規等による出来形管理

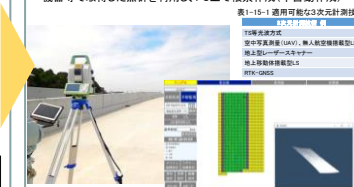
- ・出来形基準項目の寸法を検尺テープやレベル等で計測。
- ・人力による帳票作成、写真管理。



After

TLS(地上型レーザースキャナー)等による出来形管理

- ・TLS等の機器を用いて計測
- ・機器等で取得した点群を利用し、PC上で帳票作成(半自動作成)



実施効果

- ・3次元計測機器を用いた出来形管理による省人化・省力化
- ・計測人員の削減に伴う安全性の向上
- ・計測精度向上
- ・出来形座標確認ソフトウェア等による出来形管理資料作成の短縮
- ・出来形データ(3次元座標データ)の維持管理へのデータ連携が図れる

反映

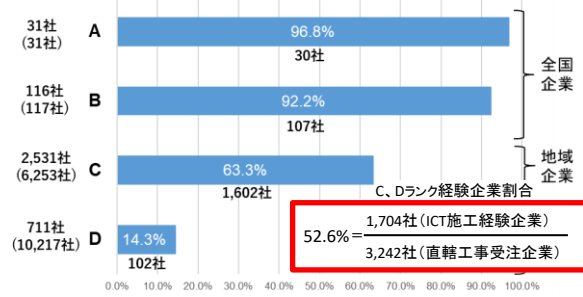
反映

ICT普及促進の取組(実践的な手引きの策定)

- 地域を地盤とする中小建設業へのICT施工普及拡大を目的に、小規模工事で活用できるICT施工技術等の活用方法をまとめた、「小規模工事ICT施工活用の手引き(案)」を策定。
- 本協議会の取組を通じて、中小建設業への普及拡大に向けた、全国で初めての実践的な手引きを策定。
- 令和6年度も引き続き小規模工事で活用できる新たなICTツールの調査や、実工事現場での導入効果検証による手引きの見直しを行っていくと共に、分かりやすい手引きの動画版を作成して普及拡大に努める。

ICT普及の現状

・地域を地盤とするC,D等級業者には、いまだICTの活用がされていない現状がある。



普及拡大の取組

埼玉県地域建設業ICT推進検討協議会

○活動内容

- ✓アクションプランとして普及促進の活動目標を設定
- ✓見学会やセミナー等による知見の取得
- ✓小規模工事におけるICT導入効果の検証を実施

■ I C T 導入効果検証

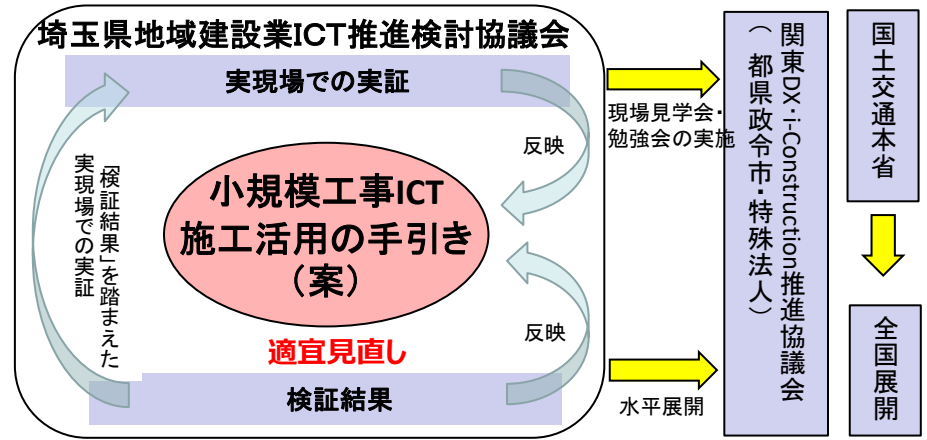


小型施工機械へのICT導入、小規模な現場での3次元設計データ利活用を検証

取組内容

- 中小建設業へのICT普及拡大に向けた、実践的な手引きをR3年度末に策定
- ・小規模工事ICT施工活用の手引き(案)
施工業者の技術レベルに応じたICTの活用方法について記載
- 成果の共有
・本手引きについては、令和4年3月31日関東地方整備局HPにて公表するとともに、都県政令市、建設業協会へ水平展開している。
- 小規模工事ICT施工活用の手引き(案)の見直し
・実工事現場における小規模工事を対象としたICT導入の効果検証を引き続き実施(埼玉県地域建設業ICT推進検討協議会の活動の一環として実施)。

○見直しイメージ



- 見直した手引きの共有
令和6年3月28日関東地方整備局HPにて公表。引き続き、都県政令市、建設業協会へ水平展開していく。

本省通知を踏まえ適用時期を設定 《見直し》

- 現在、一般土木B等級、建築B等級以上の工事においてワークライフバランス認定企業の加点評価を実施しているところ。
- 令和6年度中に工事種別や等級等にかかわらず**全ての総合評価落札方式案件で評価対象**とする。
- 評価基準に変更は無く、女性活躍推進法その他、次世代法、若者雇用促進法に基づく認定を受けている企業を加点対象。
- 配点は1点とする
- 適用開始時期は、本省通知を踏まえ設定する。

評価基準	配点
次に掲げるいずれかの認定を受けている ・女性活躍推進法に基づく認定等(えるぼし認定企業等)※1 ・次世代法に基づく認定(トライくるみん・くるみん・プラチナくるみん認定企業)※2 ・若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)※3	1点

※1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27 年法律第64 号)第9条若しくは第12条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業(労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。)又は同法第8条の規定に基づく一般事業主行動計画(計画期間が満了していないものに限る。)を策定している企業(常時雇用する労働者の数が100 人以下のものに限る。)をいう。

※2 次世代育成支援対策推進法(平成15 年法律第120 号)第13 条又は第15 条の2の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

※3 青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45 年法律第98 号)第15 条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

令和6年8月1日以降の公告案件より適用 《新規》

- 建設分野におけるDX促進のため、令和6年度より関東地整においてインフラDX大賞を創設予定。
- これと併せて、総合評価においてインフラDX大賞（本省表彰、関東地整表彰）受賞者を加点評価する。
- 配点は、本省表彰及び関東局長表彰は2点、事務所長表彰は1点とする。

評価項目		評価基準		評価点
企業の 技術力	インフラDX大賞	インフラDX大賞の有無について評価する	本省表彰(国土交通大臣表彰、優秀賞)、 関東局長表彰	2
		＜評価対象とする表彰年度＞ ・国土交通本省の表彰(国土交通大臣表彰及び優秀賞)はR5年度に受けた表彰	関東事務所長表彰	1
		・関東地方整備局の表彰(局長表彰及び事務所長表彰)はR6年度に受けた表彰	表彰無し	0
		※上記への切替は令和6年8月1日		

インフラDX大賞（国土交通本省）

- ・国土交通省は、インフラ分野において、データとデジタル技術を活用して建設生産プロセスの高度化、効率化、国民サービスの向上等の改革に繋がる優れた実績をベストプラクティスとして横展開するため、令和4年度にインフラDX大賞を創設
- ・表彰対象は、次に掲げるいずれかの取組のうち、インフラ分野において、データとデジタル技術を活用して、建設生産プロセスの高度化・効率化、国民サービスの向上、組織の働き方や文化・風土の改革等につながる優れた実績をあげた取組
 - ① 各発注機関 から受注した工事・業務において前年度に完了した取組（元請け、下請けを問わない）
 - ② その他、前年度に各団体が独自に実施した取組（「i-Construction 推進コンソーシアム会員の取組部門」に対する応募を対象）
- ・関東地整における総合評価落札方式においては上記①を加点対象とする